

平成 19 年

第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 19 年 11 月 27 日開会

柳泉園組合議会

平成19年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	4
・行政報告	4
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 2
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 5
・陳情第1号（上程、委員会付託）	5 0
・陳情第1号（委員長報告）	5 1
○閉 会	5 1

平成19年第4回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成19年11月27日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第11号 平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算
- 6 議案第12号 平成18年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定

追加1 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件

陳情第1号 小金井市からの可燃ごみの委託について陳情書（平成19年第4回定例会）

（廃棄物等処理問題特別委員会 開催）

追加2 廃棄物等処理問題特別委員会報告

1 出席議員

1番 篠宮正明	2番 野島武夫
3番 上田芳裕	4番 板垣洋子
5番 小峰和美	7番 長谷川正美
8番 原正子	9番 粕谷いさむ

2 関係者の出席

管理者	野崎重弥
副管理者	星野繁
副管理者	坂口光治
助役	森田浩
会計管理者	関一夫
清瀬市市民生活部長	金子宗助

東久留米市環境部長

小 山 満

西東京市生活環境部長

斎 藤 静 男

3 欠席議員

6 番 相 馬 和 弘

4 事務局・書記の出席

総務課長

大 野 常 雄

施設管理課長

蛭 田 義 一

技術課長

櫻 井 茂 伸

資源推進課長

涌 井 敬 太

書記

山 田 邦 彦

書記

小 林 光 一

書記

本 間 尚 介

午前 9時58分 開会

○議長（篠宮正明） おはようございます。

本日は相馬議員から欠席の連絡がありましたので、御報告をいたします。

なお、定足数に達しておりますので、ただいまより平成19年第4回柳泉園組合議会定例会を開きます。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○議長（篠宮正明） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについては11月19日及び本日、代表者会議が開催されておりますので、当日御出席いただきました上田芳裕代表委員に報告を求めます。

○3番（上田芳裕） おはようございます。去る11月19日と本日、代表者会議が開催され、平成19年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成19年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月27日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行います。行政報告につきましては、報告終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第11号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算」、「日程第6、議案第12号、平成18年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

なお、陳情を1件受理いたしましたので、廃棄物等処理問題特別委員会に付託するため、追加日程を上程いたします。「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」を上程し、陳情第1号を付託いたします。その後、定例会を暫時休憩し、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、審査いたします。陳情審査終了後、本会議を再開して「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より報告していただき、その後、討論、採決を行います。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（篠宮正明） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（篠宮正明） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第9番、粕谷いさむ議員、第2番、野島武夫議員、以上のお二人をお願いをいたします。

ここで管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） おはようございます。平成19年柳泉園組合議会第4回定例会の

開催に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員の皆様には、各市、第4回定例会を控えましてそれぞれお忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告を申し上げます。なお、容器包装リサイクル法その他プラスチック類につきましては、本年10月から、昨年度の清瀬市及び東久留米市に引き続き、西東京市においても収集が始まっております。また、本日御提案申し上げます議案は2件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、第4回定例会開会に当たりましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 次に、「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（篠宮正明） 続いて、「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成19年8月から平成19年10月までの3カ月間の事業運営等についての御報告でございます。

御報告の前に、大変申しわけございませんが、1カ所御訂正をお願いいたしたいと思っております。行政報告資料の7ページをお開き願いたいと思っております。

中段の2の施設の稼働状況でございます。その括弧に「表7から表10までを参照」とございますが、「表6から表9」でございます。大変申しわけございませんが、御訂正方よろしくお願いいたします。

それでは、報告をさせていただきます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務についてでございますが、8月17日に関係市の清掃担当部課長等をもって構成いたします柳泉園組合事務連絡協議会を開催し、平成19年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）についての協議を行っております。

次に、(2)の見学者の状況でございますが、表1、合計欄のとおり、今期は19件766人の見学者がございました。

続きまして、2の会計についてでございます。今期のごみ処理手数料の徴収状況は表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、3監査についてでございます。

まず、(1)の決算審査でございますが、両監査委員において平成18年度の一般会計決算につきましての審査が10月23日から30日にかけて延べ3日間行われました。本日、決算認定議案としてお願いしているところでございます。

次に、2ページの上段、(2)の平成19年7月4日付柳泉園組合職員措置請求についてでございます。

本件は、小金井市のごみ処理広域支援について監査請求が提出されたもので、内容につきましては第3回定例会の際、御報告をさせていただきました。その後の経過につきましては、記載のとおり、8月17日に請求人及び関係者の意見陳述等を行い、合議の結果、棄却という結論に至り、8月31日付でその旨の監査結果を請求人に通知されたと伺っております。

続きまして、4の契約の状況につきましては、「行政報告資料」1ページから3ページに記載のとおり、今期は3件の工事請負契約を締結しております。

次に、5の公有財産の状況でございます。

(1)の土地の交換でございますが、本件は、柳泉園所有の土地と東久留米市所有の土地22.9平米をそれぞれ等積交換を行ったものでございます。

さらに、(2)の土地の購入でございます。柳泉園敷地内に存在しておりました他団体の公共財産、これは特に赤道等でございますが、これらに対する処理につきましては、土地の交換を基本に今まで整理してきたところでございますが、当該、東久留米市所有の土地229.59平米につきましては、柳泉園組合としての交換に相当する用地がないということで購入に至ったものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当より説明させていただきます。

次に、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表3-1のとおり2万1,132トンで、これは昨年同期と比較いたしまして1,620トン、7.1%減少しております。ごみ搬入量

の内訳といたしましては、4ページの表3-2から5ページの表3-4に記載のとおりでございます。昨年同期と比較いたしますと、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみすべてで減少しております。特に不燃ごみにつきましては、昨年10月から清瀬市及び東久留米市、また、本年10月より西東京市で容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されましたことにより、搬入量が昨年同期と比較し3市合計で645トン減少しております。

なお、多摩地域ごみ処理広域支援実施要綱に基づく小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては、年間契約量が489トンでございます。この期は124トンの可燃ごみを受け入れております。この結果、小金井市の可燃ごみを含めましたこの期の総搬入量は2万1,256トンで、昨年同期と比較いたしまして1,496トン、6.6%の減少となっております。

次に、5ページ下段の3-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を記載してございます。

また、6ページの表4-1及び表4-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照していただきたいと思っております。

次に、表5-1及び7ページの表5-2につきましては、缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,270トンで、昨年同期と比較し4トン、0.2%減少しております。

続きまして、7ページの2施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートは順調に稼働してございます。クリーンポートにおける今期の主な整備状況ですが、ごみ・灰クレーンの定期点検整備補修が8月に完了しております。また、10月より1号炉及び汚水処理施設の定期点検整備補修を実施しております。

次に、7ページ、表6に記載の柳泉園クリーンポートにおける処理状況でございます。

平成18年10月から清瀬市及び東久留米市、本年10月より西東京市において容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されましたことによりまして、クリーンポートで焼却している軟質系プラスチック類等可燃物の焼却量は、昨年同期と比較いたしまして795トン、32.2%減少いたしております。

次に、8ページから9ページに記載のばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等につきましては、それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

次に、10ページの上段、(2)の不燃、粗大ごみ処理施設の稼働状況でございます。

今期も順調に不燃ごみ等の処理が行われているところでございます。今期は、記載のと

おり、消防設備等の保守点検の実施及びクレーン等の補修等を実施いたしております。また、スプレー缶の処理の安全性を確保するため、新たにスプレー缶処理装置を設置し、稼動しております。また、不燃ごみ等の処理状況につきましては、10ページの表10に記載しておりますが、不燃ごみの処理量につきましては、容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことに伴いまして、昨年同期と比較し減少傾向にあります。

また、(3)のリサイクルセンターにつきましても、今期も順調に資源物の資源化に努めているところでございます。施設整備につきましては、記載のとおり、機器の定期点検整備補修を実施いたしております。さらに、資源化の状況につきましては、10ページ、表11に記載のとおりでございます。

次に、11ページ、3の焼却残渣の最終処分場への搬出でございますが、引き続き、東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,333トンで、これは昨年同期と比較し215トンの減少となっております。

なお、小金井市の可燃ごみ焼却に伴う焼却残渣を含めました総搬出量は2,350トンで、昨年同期と比較いたしまして199トンの減少でございます。

搬出状況は表12に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況でございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、くずガラス等につきましては、埋立処分場の延命化を図るため、埋立処分をせずにRPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表13に記載のとおりでございます。

次に、12ページに記載のし尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は521キロリットルと、昨年同期の609キロリットルに比べまして88キロリットル、14.4%の減少となっております。表14-1から表14-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

13ページの2、施設の状況でございます。今期は消防設備の保守点検を実施しております。

また、し尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、14ページの表15に記載してございます。測定結果はそれぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、15ページの施設管理関係についてでございます。

各厚生施設の今期の利用状況につきましては、表16-1、表16-2に記載のとおり

でございます。それぞれ昨年同期と比較いたしますと、野球場は342回で6.5%の増、テニスコートは1,117回で6.7%の減、室内プールは2万7,085人で5.6%の増、さらに、浴場施設につきましては2万4,119人で5.8%の減となっております。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表17に記載のとおりでございます。

次に、16ページ、3の各厚生施設の管理状況でございます。室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表18及び表19に記載しております。それぞれの測定結果の数値につきましては基準に適合いたしております。

以上、大変雑駁でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○総務課長（大野常雄） 引き続きまして、行政報告の関係で資料について御説明を申し上げます。「行政報告資料」の5ページをごらん願います。

柳泉園組合と東久留米市との土地交換及び購入の御説明を申し上げます前に、土地の交換等の経過について御説明を申し上げます。

図の左の欄をごらん願います。緑色で表示してございますように、平成9年7月、東久留米市と土地の交換を行い、その後、青色で表示しておりますように、平成18年2月、東村山市と土地の交換を行いました。本件は、平成19年第1回定例会において御説明申し上げましたとおり、柳泉園組合敷地内に残ってございました東久留米市の所有地を当組合の行政財産として管理するため、図の左の欄、中段に赤色で表示しております⑤の土地22.9平方メートルと⑥の土地22.9平方メートルを平成19年9月、東久留米市と交換を行いました。

次に、下の欄に黄色で表示しております⑦の野球場の一部の土地163.74平方メートルと⑧の緑地公園の一部の土地65.85平方メートルを合わせた地積229.59平方メートルを平成19年10月、東久留米市より2,031万8,175円で購入をいたしました。

なお、購入単価につきましては、東久留米市の公有財産規則に準じまして算出いたしまして、1平方メートル当たり8万8,500円でございます。

このたびの土地の交換及び購入によりまして、柳泉園組合の土地現在高は9万9,326.39平方メートルとなっております。

続きまして、「行政報告資料」の6ページをごらん願います。

小金井市可燃ごみ受け入れ状況及び経過等について御説明申し上げます。

初めに、可燃ごみの受け入れ状況でございますが、表に記載のとおり、5月から10月

までの搬入計画量305トンに対しまして、搬入実績は282トン390キログラム、当初と比較いたしますと22トン610キログラム、7.4%減となっております。年間の受け入れ計画量は489トンでございますが、引き続き、小金井市に対してごみ搬入量の削減を求めてまいります。

次に、経過等でございますが、小金井市と国分寺市との覚書その2に明記されております平成20年8月、新焼却施設建設場所の答申を出すため、これは小金井市の市民検討委員会でございますが、平成19年6月から11月にかけて今選定を行っているところでございます。

なお、11月8日、多摩地域ごみ処理広域支援第2ブロック会議が開催されまして、この中で小金井市及び国分寺市から経過報告があり、同会議におきまして、平成20年度も引き続き小金井市の可燃ごみを広域支援として処理するということで確認をしたということでございます。

○議長（篠宮正明） 以上で報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 報告承りました。そこで、1点だけ少し確認をさせていただきたいと思って質問いたしますけれども、今報告ありましたように、小金井市のごみの今後の問題、御案内のように、1年間のお約束ということで489トン受け入れ、これは近隣の方たちの御了解もいただきながら現在は推移しているわけでありますね。私も前の議会でもお話をさせていただいておるんですが、小金井市の問題を柳泉園組合の中で処理しなければいけないという状況については基本的には受け入れがたいと。しかし、そうは言っても、緊急の課題として小金井市の市民の方たちが困るのであれば、やむを得ないだろうということで1年間のお約束ということで受け入れているわけですが、この問題については今後どうなるのか。これは多分に小金井市の問題でありますので、私どもがとやかく言う筋合いの問題ではもちろんないんですけれども、また、その権限もないんですが、ただ、今後、引き続きお願いしますよと、将来もお願いしますよということであれば、これはもう基本的に話が違うと思わざるを得ないんですが、この辺についての今までの小金井市の取り組みの仕方、そして、今後の推移はどのようになっているのか、それによって私ども当組合の議会としても対応方を考えざるを得ないかと、そう思うんですが、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○管理者（野崎重弥） 今ほど総務課長から御報告をさせていただきましたように、小金

井市では、平成20年8月を目途に新施設の建設に向けまして予定候補地の選定のための検討委員会が開催をされていると聞いております。また、8月には報告をいただきたいということで小金井市長からも検討委員会にお願いをしているというお話は伺っております。

平成19年度が始まるに当たりまして、平成19年の2月ごろだったと思っていますけれども、近隣自治会との臨時の協議会を開催させていただいて、小金井市から広域支援に基づいて焼却処理をお願いしたいという依頼が来ておるということをお話し申し上げ、最終的にその臨時協議会の中で御同意をいただいて、小金井市のごみを平成19年度489トン受け入れるという方向性を出させていただいて、組合議会に御報告も申し上げたところでございます。

しかしながら、近隣自治会との臨時協議会の中では、小金井市の焼却の支援が恒常化しては困るということは近隣自治会の皆様方からの強い御要請でございました。また、平成19年度受け入れるということが平成20年度につながるということが前提であっては困るということも近隣自治会の皆さん方からは付言をされておるところでございます。

そういった中では、私ども組合側として、まず平成19年度はこういった状況で依頼が来ていますと、このことが平成20年度にすぐさまつながるという形ではない。ただ、小金井市と国分寺市との支援の協定、なおかつ、小金井市での市民検討委員会での新焼却施設の場所の候補地の選定、これが8月には出る予定になっておりますということは、その席で申し述べさせていただいておるところでございます。

先ほど、総務課長が御報告申し上げましたように、第2ブロックの中で平成20年度も引き続き広域支援をお願いしたいという話は、御報告申し上げましたように、事実としてございます。しかし、私どもは、やはり、当然、組合議会の皆様方の御意見等もお聞きしてまいらなければならないと思っておりますけれども、その前提として、これまでこのクリーンポートの建て替えを初めとして柳泉園組合の施設運営に関係して近隣自治会との皆さんの協議、これは欠かすことはできないと思っております。今後、近隣自治会の皆様方に、現在の私どもの小金井市からの搬入ごみの状況、そして小金井市のこれまでの取り組み、そういったものも御報告をさせていただきながら、小金井市から正式に依頼が来ている、正式と言いましょか、小金井市長から口頭で来年もお願いしたいという話は来ておりますけれども、そういったことを受けまして、今後、近隣自治会の皆様方と協議はさせていただきたいと思っております。恐らく、その中では、ことしの1月に御指摘をいただきましたような支援というものが恒常化しては困るということと同時に、小金井市がこの

1年間でどういった努力をしたのかということも当然、近隣自治会の皆様方からは質問とさせていただくだろうと思っております。そういったことも含めまして、今後、近隣自治会との協議を行い、その方向性は方向性として、また組合議会に御報告はさせていただきたいと思っておるところでございます。

○3番（上田芳裕） これは大事な問題ですので、一遍整理をして確認していきたいと、こんなふうにいるんですけども、小金井市がどう考えていらっしゃるか、それは少し私はつまびらかにはわかりませんが、御案内のように、柳泉園組合議会が承認をして受け入れているその小金井市のごみというのは、キャパの問題ではないんです。キャパがあるかないかと、そういう次元の問題ではないんです。これは緊急だということと広域支援だということも含めまして、4月1日から小金井市の市民の方たちのごみは一体どうなるんだという緊急性の中で、やむを得ないであろうというところからスタートしたのがこの1年間の489トンの受け入れの背景なんです。したがって、今も御報告ありましたように、これが当然であると、また、恒常化していくであろうことを一つ念頭に置いてお願いしたいという意味合いの流れになってくると、これは根本的に話は変わってきます。ですから、今も管理者から御報告あったように、では、この1年間、まあ、1年になっていませんけれども、約1年間、小金井市はどのように御自分たちのごみの解決策に向かって努力されてきたんですかと、あえて踏み込んで質問もしたいわけでありまして、ぜひ小金井市は御自分の力でみずからの問題を解決していただきたいと、こう思うわけでありまして。

それで、今後のことですけれども、8月という話が今出ています。8月を目途にということのようでもありますけれども、8月を目途に具体的な内容が提示されるということであれば、現在その方向で進んでいると思うんですけれども、その辺の話はどうなっているのかということが1つ。

それと、うがった見方をして申しわけないんですが、8月を目途に具体的な方向性が私どもにお聞かせいただけないということになったときにどうするのかという問題。

それと、あくまでもお約束は1年間ですので、来年の4月1日からは受け入れることはできません、これはもうそういう契約ではありませんので。それで、そのときに小金井市がどうするのか。それはもう、私どもがこの1年間で猶予を持って検討していただく時間を与えたわけですから、私どもは受け入れることはできないということも考えますと、先ほど口頭での公式というお話ありましたが、来年もお願いしますという話には基本的

にならないでしょうと、そういうことなんです。これはもう約束が違いますし、我々が受け入れた背景からいっても基本的に問題を生じる状況にあると。そういうことを考えますと、やはり小金井市は、今さらということにもなりますけれども、しっかり、自分たちのごみをどうするのか、ぜひぜひ早急に結論を出して提示していただきたいと、こう思うわけでありまして。少なくとも、今の状況のまま来年もまたお願いしますというのは受け入れがたいということが当初のお約束から考えても当然の結論ですから、これはあり得ないということなんです。二枚橋衛生組合がどういう経過をたどってきたのか、私どもは全部聞いています。議会でどうされているのか、それも聞いています。市長が苦慮されているのも聞いています。市民がいろいろな形でもって意見を出しているのも聞いています。あえて冷たい言い方をすれば、だから、何なんですかと私どもは言いたいですよ。この1年間受け入れました。当然しっかりやってくれるものだということを期待して受け入れたわけでありまして。来年はノーです。あり得ないんです。その辺についての管理者の考え方も、それから方向性も、それから今の小金井市の状況を判断されてどのように考えていらっしゃるのか、見解をお尋ねしたいと思います。

○管理者（野崎重弥） 今、上田議員から御指摘をいただきました。私どもも、まず支援をすることが前提にあるという考え方には立っておりません。それは、昨年、ああいった大変厳しい状況の中で、近隣の皆様方、そして柳泉園組合議会の皆様方にも苦渋の選択をしていただいたという状況であろうと私は理解をいたしておるところでございます。なおかつ、近隣の皆様方からは、小金井市の広報において、小金井市のごみをこういった形でいろいろなところにお世話になっている、そういったものを市の広報を通じて小金井市民の皆さんにきちんと知らせてほしいという御要請もいただいたわけでございます。そういったことも私ども柳泉園組合として小金井市に申し入れもさせていただいておりますし、小金井市ではそういったことの対応もしていただいております。

なおかつ、今回、平成19年度の契約は、御指摘がございましたように、4月から平成20年3月までの489トンでございます。平成20年の4月以降、こういった対応をするのかということでございますけれども、まず1点、明確になっておりますのは、平成20年3月で当初の契約は終わるということがまずございます。そういった中で、当然、今後、近隣自治会の皆様方と協議をしていく中では、どう小金井市が努力をしているのか、そのことをきちんと説明できる状況になればいけないだろうと、それはもう御指摘のとおりでございます。

そういった中で、私どもが今一番苦慮いたしておりますのは、市民検討委員会の報告書が出るのが8月でございます。つまり、8月になればその報告が出てまいる。そういった中で、漏れ承る範囲では、市民検討委員会での報告が8月よりも前の段階で報告が出るということはなかなか厳しい状況にあるということも漏れ伺っております。そういった中では、4、5、6、7月の部分をどうするかということが大変大きな問題になるわけでございます。当然、小金井市としては、そういった状況も踏まえて4月以降も支援をお願いしたいということは先般、小金井市長からお話は頂戴いたしました。しかしながら、私はその場で小金井市長に申し上げておりますのは、この場でわかりましたというお返事は、大変申しわけありませんが、することはできませんということは明確にお話をさせていただいております。今後、近隣自治会や組合議会の皆様方との協議も御相談もございませうということも明確に伝えさせていただいております。ですから、平成19年度行ったから平成20年度も当然行うという前提はないということと同時に、小金井市の意向は意向でお聞きはいたしましたけれども、その関係については現段階では白紙であるということは申し述べさせていただいております。

今後、平成20年の1月には近隣自治会の皆様方との協議に入らせていただきたい、その場で近隣の皆様方がノーであるということであれば、そのことはそのこととして組合議会にもお伝えをしなければならぬと思っておりますし、近隣自治会の皆様方が、現状の小金井市の動向を総合的に判断する中で小金井市民の皆様方の苦渋もわかると、そういった中では、例えばもう1年だけ支援をしようという御理解があるのであれば、そのことはまたそのことで組合議会の皆様方にもお伝えをし、最終的な方向性は決めていきたいと思っております。繰り返しになりますが、来年1月になりましたら臨時の近隣自治会との協議会を開催させていただいて、これまでの小金井市の取り組み状況や1年目を受け入れましたときの近隣自治会の皆様方からの御要請事項の実施の状況、そういったものも総合的にお伝えをしながら、どういった方向性を出していくかということは判断をさせていただきたいと思っております。

○3番（上田芳裕） 管理者の考え方は考え方としてわかりました。

最初に申し上げましたように、キャパの問題ではない、これはもう明確なわけです。御承知のように、環境の問題等々を含めて、いわゆるごみのリサイクル化も含めまして、非常に厳しく行政側も、そしていわゆる市民の方たちも協力体制にあって努力をしている中でありますので、少しでもごみを減らしたいという問題はこれからの重要な政治課題の1

つでもあるわけであります。ですから、そういう中で他市のごみを受け入れるということは、これはもう相矛盾する流れをつくることにもなるわけであります。ですから、なかなか受け入れがたいという基本的な構造の中にあるわけであります。ですから、我々も十分に留意をし、また、注意しなければいけないと、こういう中で1年間の受け入れを認めたわけであります。

それで、8月にならなければ具体的な方向が示せないということであれば、その具体的な方向を示した時点で、小金井市が一定の結論を出した時点でどうするかというのを決めるのも1つの方法であろうと、私はそう思います。したがって、平成20年の4月1日から7月の31日まで、30日かな、31日かな、少しわかりませんが、とめると。それで、8月に結論が出るわけですから、その結論がどういう結論なのか、その結論をもって再度、議会は議会として審議をするということも私は1つの方法であろうと、こう思います。

議会には議会としての信義則がありますから、お約束したことは守ります。しかし、お約束した背景も理解をしていただければ、今後お約束することはできないと、これも議会の原則ですから、近隣の方たちの思いは思いとして十分に理解しているつもりでありますけれども、少なくとも8月に出るのであれば8月までお待ちしましょうと、お待ちしましょうというのは、4月1日から受け入れることはできませんと、こういうことであります。これも一つの考え方として堅持すべきものでであろうと、私はそういう意見を持っているわけであります。

少なくとも、話はもとに戻りますけれども、もうまとめますが、柳泉園組合としてその仕事を充実させてきた背景には、とにかくごみの量を減らしていこうと、燃やすにしても環境の悪化というものを最大限にとめていこうということで、議会も職員も関係者も、そして地域住民も総意の中で現在あるわけです。ですから、そういう中で、どうしても小金井市のごみを受け入れざるを得なかったと、この背景は背景として私どもは一定の理解を示したつもりです。お約束もしています。ですから、そのことを小金井市の市長、議会、住民の方も十分理解をしていただきたいと。それで、8月に結論が出るというのであれば、4月1日からは受け入れないで、その結論を見守りましょう、どういう結論が出るのか。それまでは受け入れることはできませんと、これは先ほど言いましたように議会の信義則の問題だと私は思います。3月31日までは受け入れますよ。これは私の意見を言っているのであって、そうしなさいとか、そうすべきだということではありませんけれども、今

までの流れからいったらそういうことになるだろうと私はそう思っているんです。

ですから、小金井市の方たちは自分たちの問題ですから、今まで以上に深刻に受けとめていただいて、まあ、私がそんなことを言う権限はありませんけれども、少なくとも関係のいわゆる組合には御迷惑をかけているという前提に立てば、もう1年お願いしますという話はどこから出てくるんでしょうかと、あえて私は質問したい、そういうことになるわけであります。しかし、先ほどの管理者の答弁もありますので、この推移はきちんと見守っていききたいと、また途中で意見も言う場面もあろうかと思えますけれども、まあ、偉そうなことを言って申しわけないですけども、これは小金井市のためにもぜひ小金井市自身が結論を出すべき、一定の方向を出すべき問題であろうと、そういうふうにあえて踏み込んで私は意見を述べさせていただいております。

行政報告は行政報告として了といたします。ありがとうございました。

○議長（篠宮正明） ほかにありませんか。

○4番（板垣洋子） 私も同じような質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、課長から報告があったんですけども、口頭ではなく、書面でそのブロック会議の報告書みたいな議事録などは確認できないんでしょうか。

小金井市の問題が出たときに、広域支援のブロック会議の中で今後のことが話し合われていくのかなと思ひまして、前回かその前か、私は広域支援のブロック会議の予定をお尋ねしましたけれども、そのときは何も決まっていなかったというお話だったと思います。

それで、ブロック会議の広域支援体制の実施要綱などを見ますと——その前に、1年間小金井市のごみを受け入れるというお話を聞いたときに、ことしの5月に国分寺市と小金井市が協定というか、そのことについての詳しい話を決めていくので、それが過ぎなければ、その後についてはこちらとしても話を進められないという御説明を聞きました。それで、5月に小金井市と国分寺市の話し合いが行われて、国分寺市と小金井市では新たに覚書を締結していると思うんですね。そうなったときに、今、国分寺市以外で受け入れているごみについてもどうなったのかについては、私たちが受けているこのことは広域支援ということです。それならば、そのことについての対応というのはその5月以降に広域支援の支援体制を行うためのブロック会議か協議会の中で話し合われるべきだと思っていたので、やはりそのことは明確にさせていただきたいと思っておりますので、そのことができるのかどうか、課長がお話しされたことはとても重要なことだと思うので、書面で示していただきたいと思うんですけども。

○総務課長（大野常雄） 当日の議題の中でお話はありましたけれども、議事録をとってその後の結果について配布されたということはありません。ただ、会議の中で、先ほど申し上げましたように、平成20年度の今後の広域の体制については話し合いとして出てまいりました。

その中で、柳泉園組合の関係ですと、13の市と4つの一部事務組合がこの第2ブロックに入っていますが、各市の担当の方、それから一部事務組合の方が出席された中で、今申し上げましたように、平成20年度も広域支援で引き続き平成19年と同じように継続でやっていくことがその席で確認をされたということで先ほど申し上げたところでございます、特に書面をもって各団体にその旨が配布されるということではなく。

今後の形としては、前回、平成19年度もそうなんですけれども、小金井市が、平成19年度と同じように、それぞれの各団体に平成20年度の広域の支援をお願いしていくという形になると思います。あくまでも第2ブロック会議というのは全体の会議なものですから、その中でそういう広域支援としてやったものについての実際の対応は小金井市が、先ほど言いましたように、来年にかけて各団体にそれぞれ働きかけをしていくということになると思います。

○4番（板垣洋子） 広域支援の実施要綱の中には、先ほど柳泉園が受け入れていることは広域支援だと確認しましたので、広域支援を行うときには広域支援の内容及び方法を定めた協定書を締結するものと書いてあるんですけれども、これは実際にはどこにあるんでしょうか。それを私たちに示していただいたんでしょうか。

○総務課長（大野常雄） 平成19年度において、今、議員がおっしゃるような形で、各団体がそこに例えば記名して全体としてそれを持っているということはありません。あくまでも、先ほど言いましたように、全体の位置づけとしては第2ブロック会議の中で広域支援として決めました。やっていこうと、各団体がそれで確認したわけです。その結果を受けて、それぞれの団体あてに小金井市が単独に広域支援をお願いしますということで、柳泉園と小金井市の間ではこういう形での契約がございますけれども、第2ブロックとして各団体で協定を結んでいくということにはなっておりません。

○4番（板垣洋子） すみません。では、この要綱の中に書いてある——市町村などあらかじめ広域支援の内容及び方法を定めた協定書を締結するものとするとして書いてあるんです。ここに協定書を締結するものとあると書いてあるんですけれども、このことについて、少し今の説明ではわからなかったもので、ごめんなさい、もう一度お願いします。

○総務課長（大野常雄） これは、全体としての関係でございます。各市長、それから一部事務組合の管理者が当時この協定書を結んでおります。全体としてやっております。

○議長（篠宮正明） 暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（篠宮正明） 休憩を閉じて再開いたします。

○総務課長（大野常雄） 先ほどから申し上げているとおり、多摩の広域支援体制実施要綱というのがございまして、これは平成6年9月に施行されております。その後平成12年の3月に一部改正されてございまして、先ほど言っております全体としての協定の締結は、平成6年当時、この広域支援を行うということを柳泉園組合を含めた関係市の市長、それから一部事務組合の管理者等がこの協定の中に組み入れて、それぞれが締結を行っている。その部分だけが現在も生きているというのが現状でございます。

○議長（篠宮正明） 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（篠宮正明） 休憩を閉じて再開いたします。

○総務課長（大野常雄） 私どもの説明の仕方が悪かったんですけども、この広域の協定、当初始めたときに、各団体の市長、それから一部事務組合の管理者等で締結はしてございます。今回、平成19年度に当たって、改めて第2ブロックの中で今言われている管理者なり各市長がその広域についての協定を結んだのかということになりますと、これは結んでおりません。あくまでも小金井市と受け入れをする側の団体ごとに個別にこの広域支援については契約締結をしているということでございます。

○4番（板垣洋子） わかりました。先ほど、ここに書いてありました広域支援の内容及び方法を定めた協定書というのは、この要綱ができたときに広域の支援が必要になったときに協力体制をしますよという協定書だったということはわかりました。

それで、今、御説明あった個別に何かお約束したものがあるといふ……。

〔「489トン」と呼ぶ者あり〕

○4番（板垣洋子） そうですね。それは私は小金井市の廃棄物を出す年間の計画に基づ

いて分けた量かと思っていたら、この平成19年度一般廃棄物処理計画が小金井市で出されて、それを見ますと、それはこちらとして受け入れられる最大量がそれだということで、支援をする団体ごとの総量を足した場合に小金井市の計画よりも何かオーバーするようになっているので、柳泉園で受けている月々のごみが、受け入れるという量よりも少なくなっていたとしても、実際の小金井市のそれは努力目標でそうなっているかどうかというのは必ずしも同じ結果にはなっていないということがわかったんですけれども。

では、先ほどから、説明のあります小金井市がどのように努力しているのかということについては、具体的にどのように把握されているのかはこの柳泉園組合議会の中ではなかなか確認ができませんでしたので、私もいろいろ小金井市の人にお聞きしたり、ホームページなどで確認したんですけれども、そのような状況の中で、どうやって今後、近隣住民の方に理解をしていけるのかということがこれまでの説明ではまだ不明確だなというのが印象でございます。

それで、小金井市と国分寺市が5月に今後についてお約束をしているわけですから、その後について当然こちらでもどういう方向にしていくかはより具体的な計画が話されると思うんですけれども、それが先ほど説明のあったブロック会議なののでしょうか。ならば、そこでもこのごみ処理計画の集約や報告に関する詳しいことが行われているはずなので、そのことはやはり示していただきたいと思うんですけれども、口頭であったのでというあいまいなことで私たちは受け入れるべきなんのでしょうか、そのところが私にはどうも理解ができないんですけれども。

○管理者（野崎重弥） まず、先ほど総務課長が御報告をさせていただきましたように、第2ブロックの会議では、ぜひ来年度も小金井市のごみの広域支援ということに取り組むべきだという話があるということは、これは先ほど申し述べたとおりでございます。しかしながら、私どもは、受け入れる側としてそのことがどうなのかということやはり一定の考え方を持って臨まなければならないだろうと思っております。それは先ほど上田議員からも御指摘を頂戴いたしたわけでございますけれども、1年目を受けたから2年目も当然あるという考え方は持っておらないということでございます。それと同時に、先ほどから、御答弁申し上げておりますように、小金井市の汗のかきぐあいはどうだったのかということ、これはなかなか理解しがたい部分があるかもしれません。

一番考慮していかなければいけないのは、8月に市民検討委員会の中で新焼却施設の予定候補地を決定するということがまずあると私は思っております。つまり、そこで当然の

ごとく候補予定地が決定をする、それが大前提のまず一つだと私は思っています。これは、小金井市がみずからの努力の結果として自分たちの市内にそういった施設をつくっていく、そのことに向けての努力というものがまず必要なのではないかと思っています。

翻って、支援をしている柳泉園組合としては、来年の3月までは契約があるわけですから、これは受け入れます。しかしながら、今後大きな課題となりますのは、小金井市が予定候補地を決めていないのに、決める努力をまだ結果としてあらわしていないのに平成20年度も受け入れるのかと。先ほど上田議員からは4月から7月までは当然考慮すべきだと、小金井市が予定候補地を決めてからその後の話だという御指摘もあったわけですが、私もやはり基本はそこだろうと、それがあって次のステップに入るというのが一般的な考え方ではないかとは思っております。ただ、これも、今後、先ほど御答弁申し上げましたように、臨時の近隣自治会との協議会を開かせていただきたいと思っていますから、その席でのさまざまな御意見等もいただきながら最終的に判断をしていく必要があるだろうとは思っております。

○議長（篠宮正明） 板垣議員、いいですか。

○4番（板垣洋子） はい。

○5番（小峰和美） 先ほどから、我が市の板垣議員の質疑の中で、まず、説明責任ができていないと私は理解するんです。というのは、困っているからこの柳泉園組合が受けるのではなくて、管理者は、小金井市の努力、こういう減量の努力をしていて、でも、ぜひお願いするという管理者に対する説明責任が僕はまだ欠けているのではないかなと思うんです。ごみ減量というのは、ごみはやはり生活廃棄物ですから、当然生活をその市でやっているのは私も理解しないわけではない、困っていることもわかります。ただ、それを管理者が、小金井市がどこまで説明して、ごみ減量を——今とりあえず小金井市ができることは、ごみ減量に努めなければいけないことです。それをまず管理者に説明して、それを我々議員に、小金井市もこれだけ減量に努めて、でも、予定地ができる間までも施設が稼動するまでもできるだけ各市に負担をかけない、そういう施策を講じているという説明責任がまず足りないのではないかなと。それを管理者が直接、小金井市に対して問いかけるべきではないか、そして我々に小金井市の状況を説明しなければ我々は納得できないのではないか、そういうふうに私は板垣議員の質疑の中で理解したんですが、その点はどうなんでしょうか。

○管理者（野崎重弥） 小峰議員から御指摘を頂戴いたしましたように、小金井市側のこ

の1年間の努力ということも、正直申し上げまして数字的なものはまだ示されておりません。そういった意味では、小金井市側の説明責任というのが十分に果たされているかということは少し考えなければいけない点だろうとは思いますが。

ただ、それも1点大きな課題としてあるわけでございますけれども、誤解を恐れず申し上げさせていただくとするならば、自分たちの地域から出ているごみは毎日発生をするわけでございます。その関係の今後の処理の方法をどうするべきかということも明確な解決策を持ち得ない段階で二枚橋衛生組合の解散を決めてしまうとか、そういったこと自体のほうが、他団体のことですから余り言い過ぎてはいけないのかもしれませんが、そういったところにも問題が私はあるのではないかと考えております。

ただ、私どもが受けとめなければいけないのは、現実問題としてもう小金井市がこれまで焼却処理をしていた二枚橋衛生組合は現実的に稼働はしていない、なおかつ解散も決定している。しかし、ごみの焼却、持っていき場所、それは明確になっていない。そういった中で広域支援の協定が現実としてあると。そういった中で、今後、私ども柳泉園がどういった判断をしていくか。これは小金井市側にも十二分に説明責任を果たしていただきたいと考えておりますし、柳泉園組合としても、議会、そして近隣自治会の皆様方に説明責任は果たしていかねばならないと考えておりますので、今ほど御指摘をいただいた件につきましては今後十分留意しながら、私どもは柳泉園組合として説明責任は果たしていきたいと考えておるところでございます。

○8番(原正子) では、まず、この小金井市の問題に関連して私も伺わせていただきたいと思っております。

今、やりとりの中で、第2ブロック会議ではこの広域支援の体制は今後も続けていくということを確認したと総務課長はおっしゃいました。第2ブロックではこれは受け入れると確認したということは、小金井市が柳泉園に個別にこれをまた、もう1年か半年なのかわかりませんが、ぜひとも御協力いただきたいと言ってきた場合に、柳泉園として、ブロック会議で確認をされていることに対して当組合ではそれは受け入れがたいということが果たしてどこまでやれるのかどうかということが私にはよくわかりません。そこで確認されているということであれば、第2ブロックの中で合意されていて、当然ながらその一端をこの組合が担っていくという前提があるのではないかと考えるからです。ですから、その点をもう少し明確にさせていただきたいと思っておりますし、何か口頭でとかということが多過ぎて、この広域支援の実施要綱をつくられたときには、何か緊急のことがあったらそう

いう体制をとりましょうと、そのときは協定書をつくりましたとおっしゃっていますけれども、本来であれば、こういう自体が発生して、個別に契約をして、その個別のものはあるということですが、広域の中でもそういうものがあってしかるべきではないかという感じを持ちます。

それから、昨年11月28日にこの議会として小金井市と小金井市議会に対して申入書を出していて、その中では具体的な計画を早くに明らかにしなさいということをお求めしているわけですが、私はどうしても腑に落ちないのは、なぜ来年の8月までそれがかかるのかということですが、1年しか受け入れませんよという前提でこの柳泉園がごみを受け入れているにもかかわらず、ほかの組合もそうだと思いますけれども、そんな中で、計画を本来であれば年度じゅうに何とかという努力がされてしかるべきだと思いますし、何か小金井市の状況をいろいろ伺っておりますと、候補地の選定といったところも、これはわかりませんが、果たしてそれが8月までに本当にできるのかどうかということも大変怪しいと思わざるを得ないと感じます。これは、管理者、どうでしょうか。私と同じような意見をお持ちではないかと思しますので、その点の意見もぜひとも聞かせていただきたいところです。

それから、少しこれからは外れますけれども、「行政報告資料」の2ページ、3ページになりますけれども、この随意契約、専門的な知識を持っているところがここから随意契約をするということをお話をいただきましたけれども、随意契約をするときの予定価格、これはもちろんいろんなものを積算してこれが出てくるんだろうと思いますけれども、契約金額が余りにも微妙に少しだけ安いみたいな感じになっていることもよくわかりませんが、私には、本当に必要であれば、予定価格より高かったり、うんと低かったりということだっているのではないかとと思われるわけですが、この随意契約がどうしても何か不透明だなと感じるところが、予定価格をどういう基準で出しているのかということですが、私たち自身が全部示されたところで専門的な知識に乏しいわけですが難しいことかもしれませんが、こういう積算をしてこういう価格が出ていますということまで実は示していただきたいとは思っていて、そのことを1点伺います。

それから、ダイオキシン類濃度の測定が3号炉とほかの1号炉、2号炉ではけたが少し違っていたと思うんです、今回。それは何かございましたでしょうか。8ページになりますかね、ダイオキシン類の測定結果というところを見ますと、排ガスのところの数値がすごく違うという感じを受けておまして、これを説明していただきたいと思っております。決算の

中でも少し同じ状況があるので伺ってみたいと思っておりますが、お願いします。

○管理者（野崎重弥） 私から御答弁させていただかなければならない点が2点ございました。

まず、第2ブロックの会議で支援を決定したと、それは私も会議後、報告を受けております。そういった中で、第2ブロックとして決定をしたものを柳泉園がそのメンバーの一員として拒否することができるのか、要はそういうことなんだろうと思います。私は、基本的に、当然、会議で決定したわけですから、それは尊重しなければいけないだろうとは思っております。

しかしながら、2点目の問題と関連をするんですけれども、あくまでも契約は来年3月まででございます。決定をしたのは4月以降の問題であるわけでございますけれども、その段階ではまだ小金井市は予定候補地も決まっていないわけでございます。つまり、予定候補地も決まっていない段階で平成20年度の支援を行っていくのかということが私は大きなポイントになるのではないかなとは思っております。

先般、小金井市長からお話がありましたときに、私は、8月に報告が出るということは伺っておりますけれども、それを前倒しで報告していただくという方法はとれないんですかということもこれは正直申し上げました。しかしながら、これまでの会議の流れ等々を考える中では、それは大変厳しい状況だというお話も頂戴いたしました。そういった中で、私は、今の段階で4月以降の支援をするということは申し上げられませんか、白紙ですということは申し述べさせていただいたところでございます。

ですから、私は基本的に、平成20年度、議会や住民の皆様方の御理解を頂戴できれば、第2ブロックで決定をしたわけでございますから、それは尊重していかなければいけないだろうとは思っております。しかしながら、その前段となる小金井市がどういった努力を支援してもらう側に示せるのか、つまりきちんとした候補地の決定ができるのか、もっと突っ込んで言えば予定候補地をきちんと示して支援要請をするのが筋ではないか、私は端的に申し上げさせていただければそのように考えておるところでございます。

○議長（篠宮正明） 随意契約。

○総務課長（大野常雄） 随意契約の中での予定価格と契約の差が少ないという理由等ということになっておりますが、この当該施設、ほかの施設もそうなんですけれども、施設特有の特殊製品というものが使用されております。これは技術的にも専門の技術に精通していることが必要なため、他の製品との価格の比較がなかなかできない部分も一部ござい

ます。

なお、工事の施工に当たっては、その施工業者に対して機能、性能、それから補修部品の供給及び補修能力等について仕様書をきちんと提示いたしまして、この見積額及び内容を当組合で精査した上で判断していくということでございます。

○議長（篠宮正明） もう1点、ダイオキシン類。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、ダイオキシン類のことについてお答えいたします。

ダイオキシン類は、通常、炉の廃掃法上——廃棄物の処理の法律の中で、炉の中の温度を850度以上に保ちなさいとか、それからCO、一酸化炭素を100ppm以下に運転しなさいとか、そういう形で通常運転しております。その中で、少し専門的になって申しわけございませんが、ダイオキシン類は生成としてベンゼンという化学物質と、それから塩素というものがくっついてできるんですけれども、基本的に測定値については有効数字2けたを出しなさいとなっているものですから、こういう小数点の、少し言い方があれですけれども、丸が6つとか4つとかという形になってきてしまうんですが、正直、ごみが燃料なものですから、その中で今お話し申し上げた基準で焼却炉を運転していれば規制値を守れるという形になると思います。

その中で、では、これは何でこの数字が、この場合ですと2けた違うと思うんですが、正直なところ、そういう燃焼状況のところまでは、少し申しわけないんですけれども、わかっていないというのが現状です。ただ、公害の防止としては、そういう形で技術的に850度以上、それからダイオキシン類のCOとして100ppm以下、その他にもいろいろあるんですけれども、そういうことでやりなさいということになっております。

○助役（森田浩） 申しわけございません。随意契約の関係で少し補足させていただきたいんですけれども、先ほど、課長が基本的な考え方を答弁させていただきましたが、随意契約ができる条件というのは、自治法で決まっております、代表的なものについては時価に比較して著しく有利な価格で契約ができる場合とか、6項目ございますが、今回のこの随意契約についてもこの基本規定により実施しているところです。

具体的にお話しさせていただきますと、例えば今回のクリーンポートの電気・計装装置点検整備の契約につきましては、予定価格というのは、当然これについての設計等は柳泉園組合の職員ではできません。非常に専門性が高いものですから、これは、柳泉園に限らず、どこの処理施設でもそうだと思います。したがって、当然、当該業者の見積もりというものが基本になって、そこから予定価格の算定ということになっております。した

がいて、通常でいきますと、この予定価格イコール契約額と、随意契約ですから当然そうならざるを得ないというのが実態でございます。他の業者ですと非常に価格が高くなってしまいます。ですから、ここの業者と随意契約を行うというメリットがあり随意契約しているわけでございますから、そういうところで、本来ですと、この予定価格と随意契約の額が同一になるのが通常でございますが、いろいろ担当のほうでその業者と協議する中で少し下げてくださいとか、協議の結果、こういう形で下がっているということでございます。

○ 8 番（原正子） ありがとうございます。小金井市のことは、管理者もこのままの状況でただ単に平成 20 年度も、では、そんな状況があるから受け入れましょうということにはなりませんよというはっきりとした意思表示をいただいたと思っています。このごみ処理施設自体も、近隣の方たちには大変な思いをしていただいて運営が行われているという状況でして、さらにそこにやはり他市のものを持ってくるということには大変大きな抵抗があるという状況がありますので、それはぜひともはっきりと小金井市にその点はこちらの意思もお伝えしていただいて、もちろん伝わっているとは思いますが、そして早期に、来年の 8 月と言っているのもいかが何でもどういうことという感じを個人的にはすごくします。何で年度中に結論を出せないのかと、それは少し腹立たしいというところもありますし、これは幾ら言っても仕方がないと思えますけれども、ぜひともそういう視点でしっかりと、小金井市に対してはズルズルということではないということをはっきりとしていただきたいということをこれは要望します。

それから、随意契約ですけれども、私は以前にもここの議員をさせていただいておりましたときにも同じような説明をいただきまして、これはもうこの業者しかできなくて、見積もりも当然その業者がしたものなので、ほぼそれに近いもので契約がされるのだというお話も伺っていますけれども、そういう中でも何か見積もりで細かな数字をいろいろと積み上げてこの数字になって出てきているんだらうと思うので、そういうものが開示していただければ私たち議員には見せていただくということがあってもいいのではないかとはい思いますが、この辺も何か専門性の部分にかかわるので見せられませんとか、情報公開を求めれば黒い何か塗られて出てくるという種のものでございましょうか。一たんこの新炉をつくったときにかかわっていた業者がもうずっとその専門性を持ち続けるのは当然なこととして、この施設が次に建て替えをしますとかということの間、永遠にこれを続けるということも、やはり市民にとっては、なぜそれが、ほかができるかもしれない

い、高いからやらない、これが一番いいんだという説明だけではもう納得できない状況が私は今、市民の中にはあるとっておりますので、積極的な情報公開を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、ダイオキシン類の発生のメカニズムは私もわかりませんが、割と3号炉が意外と数値が低いというのが、次の決算のところで示されている同じ日に3つ行ったものでも同じ状況が少し見受けられるものですから、炉の何かがあるのかなと思ったりしたので伺ってみました。ダイオキシン類はやはり焼却すればゼロではなく出るということをお私達はやはりしっかり意識して、ごみの処理についてはそういう事態があるんだということの認識のもとにやっていくということであれば、本当に小金井市のことについても頭が痛いとお思います。

1点、随意契約のところについてはもう一回答弁をお願いします。

○助役（森田浩） 情報公開との関係でございますが、基本的には公開の原則にのっとってやはり公開していくというのが原則だと思います。その中で、この契約関係につきましては、積算する際の個々の単価につきましては非公開ということでやっております。ただ、それをある程度積み上げまして、一定の何々工事一式幾らというのが工種別に積み上げたものについては公開できるのではないかとお思います。ただ、それは契約の段階で見積書として必ず添付していただくようになっておりますから、公開の対象になると考えております。

ただ、個々の単価になると、これは東京都との関係もございますし、今非公開ということになっております。

○議長（篠宮正明） 少しいいですか。1時間20分ぐらい経過しておりますので、一回休憩をさせていただきたいとお思います。

ここで10分間休憩をいたします。再開、11時32分。

午前11時22分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（篠宮正明） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

11時30分に坂口副管理者、公務のため、退席をいたしました。

それでは、引き続き質疑を続行いたします。

○7番（長谷川正美） 先ほどの小金井市の問題については、この来春の判断を誤ると、

5年、10年どころかもうそれ以上、土地が決まらないとか設計もできていないとかという段階で一步前へ進んでしまうと、それがずっと続いてしまう可能性があるのですが、その辺についてはよくよく御留意願いたいと思って、これは要望で結構ですので、御配慮をお願いしたいと思います。

それと、質問というのと、少しここでなのかな、あるいは決算でなのかなという部分もするんですけども、以前に私、もうそれこそ随分前の話になるんですけども、部品を購入した、あるいは機械をユニットあるいはアセンブリーで購入した、そういうのが私たちの常識からすると、例えば破砕機の一つでも当時でも1,200万円とか1,100万円とかと言われた気がするんですけども、そういったものの管理というものがどうなされているのかと私が指摘したときは、これからは報告するようにしますと、もう絶対作為的なことはございませんのと、私が指摘したときでも1,000万円単位であったんです。購入の起案書からずっと追いかけていって、それがどうなったかというてんまつを探っていくと、それがどうしたのかどうしてもわからないということが過去にあったんですよ。だから、それは記載を、記帳といいますか、記録を確実にとって、ここで買ったものはここで、それこそ廃棄したという記録でもいいと思うんですよ、それがそういうことであれば。あるいは処分して売りさばいたということもあるかもしれません。そういった記録が行政報告というもののの中に一切いまだにないのかなということで少し不思議に思ったものですから、その辺がどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、1997年でしたでしょうか、いわゆる京都議定書ができて、いろんな形で各事業所が努力をしていかなければいけないとみんなで認識したはずなんですけれども、この柳泉園では、例えばCO₂の削減についてどういう努力をなさって現在に至っているのか、あるいはどういう計画があるのかということが行政報告にももう出てしかるべきのような気がするんです。もう来年でしたかね、たしかもう約束期間、具体的に減らしていくということを約束していくことに努めなければならない、もうそういう約束履行の日程に入ってくると思うんですけども、その辺のことがどうなっているのかということについてもお伺いしたいので、よろしく願いいたします。

○議長（篠宮正明） 2点でよろしいですね——。はい、答弁お願いします。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、地球温暖化の関係でございますが、柳泉園組合では地球温暖化対策委員会というのを設けておりまして、その中で5カ年計画で今計画を実施しているところでございます。具体的に言いますと、少しこれも専門的になって申しわけ

ないんですけれども、クリーンポート内にドレントラップというのがあるんですけれども、蒸気を水に変えて、それをまたもとに戻す形のものがあるんですけれども、そういうものが例えば穴があいてしまっているとかそういうことがあると、蒸気が垂れ流しになって熱源として使えなくなっている、そういうものを見直すとか、あと、ランプですね、今皆さんの御家庭でもあると思うんですけれども、こういう40ワットのを35ワットにするとか、そういう形で今現状行っております。

それで、これが東京都のホームページにそういう形で柳泉園もたしか評価Aでいただいております。それで、また、これもその中で東京都からヒアリングとかいろいろありまして、今も報告書を提出している状況でございます。

あと、部品の関係でございますが、クリーンポートでは、今年度お願いしている設備台帳システムで、事細かに部品がどういうものを使ってどういう形で今残っているとか、そういう形が出るようになってはいるんですが、今この行政報告にはそういう形で報告はされていないんですが、議員がそうおっしゃっていただいていますので、少しこれは検討させていただくという形でよろしいでしょうか。

○7番（長谷川正美） 少なくとも、今の部品の話ですけれども、総額であれ何であれ話のきっかけになるぐらいの記録表示というものは行政報告の中にきちんとしてしかるべきだと思いますし、それも私が20年も前に指摘したことが悪い言い方をすればまだできていないということでございますので。たしかそのときには細かい表示というか記録はついてはいたんです。それで、私が見た段階で抜けているものがありますよという指摘をしたんですよ。だから、基本的にはあるはずなんです、柳泉園組合には。ですから、それをどこかでもう少しまとめた形でも結構ですので表示をいただいて、これだけの部品を交換しましたとか、そういったものがだんだんわかるようになってくると、ある意味では部品の単価とか、そういう専門的なことなんかも議会の側でも認識できるようになってくると思いますので、その辺については記録にあらわすことをぜひしていただきたいと思います。

それと、温暖化対策ですけれども、何かまだまだ抽象的で、役所でも一般にできるようなことをしてもらえるのかな、その評価がAであるということのように受けとめられたんですけれども、例えばこのプラントそのものから出る排煙のCO₂というのはどう計算しているんですか、よくわかりませんが。私のときには、前の話ばかりして申しわけないんですけれども、ダイオキシン類なんかも、近隣の方々が心配していらっしゃるというのであればすべて検査結果を公表しなさいということだったんですけれども、やれどこ

か検査機関とか大学とか検査していて検査結果がまだ出ませんみたいなことで、私の在任中にはとうとう検査結果が出ないで終わったんです。そういったことなんかも、例えばこの環境の問題から考えましたら、CO₂の削減計画なんかももっともっと積極的な、プラントそのものにもかかわってくるような——この間、オリックスの施設を見学させていただきましたけれども、あそこにはCO₂を出し続けているなんていう表記はなかったです。100%資源化されている、循環されているという表現であったわけですがけれども、そういった未来構想なんかも含めていろんなことを今後は考えていかなければならないと思いますし、私たち議会にも、近隣市民の皆様に対してもそうですけれども、わかる形で、例えば報告にしても温暖化対策はこういうふうに進めていますよと、Aの評価を受けているというのであればそのAの評価の内容はやはり記録にとどめて議会にもわかるようにしていただきたいと思うんですけれども、その辺についても考え方を聞かせてください。

○議長（篠宮正明） 暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（篠宮正明） 再開いたします。

○助役（森田浩） 1点目の備品の管理ということでございますが、現在、柳泉園として年間いろんな形で改修しているんですけれども、その工作物の年度末現在高とか、その年度にどう移動したかというのは、工作物ごとにこの決算資料に示してございます。ただ、金額は示してございません。

それで、今御指摘いただいております、例えば一つの工事を行って、その工事がどういう名称でどういう工事を行って金額は幾らだったかというのは、契約書、今回のこの契約の状況でお示しできるんですけれども、もっと詳しい例えばその工事の内容の個々の機器が幾らだったというところをこの行政報告の中に入れるとなると、どこの範囲まで入れていいのかということもございますし、非常に難しい問題ではないかと感じているんですけれども、どの範囲までをこの中に記載すればいいのかということは今のところ少し私どもで考えているんですけれども、なかなか難しいなというのが実感として今受けとめているところでございます。

○7番（長谷川正美） 今の部品の話ですけれども、そう言ってしまったら何もわからないというのが現状として議会にも残っちゃうと思うんです。私があるとき聞いたのも、破

碎機のつめは幾らなのかと、そうしたら1,100万円とか1,200万円とか言っていましたけれども、1個の部品がそれだけするものなんだとあって、ほかの部品を調べてみたら、買うときの明細までは見つかったんですけども、それがどうなっていったか、どう処分されたかというのは、最後のものがなかったわけですよ。ないということだけがわかったんです。だから、確かに廃棄処分したはずだと、それ以外考えられませんという当時の報告でしたけれども、でも、今後はそういうことがないようにしますので、何かそういうやましいものはないんですという説明で私はそのときに了解した覚えがあるんですけども、そのときの話として、今後、記録できるものについては細かに記録して遺漏のないように、また、公表も努めますという話だったものですから話をさせていただきました。今後ともぜひそういう努力をしていただきたいと思いますので、要望にとどめますので、よろしくお願いいたします。

○議長（篠宮正明） ほかに。

○2番（野島武夫） 2点質問させてもらいます。

まず、小金井市のごみの問題で、年明けに近隣住民との臨時の説明会をされるというお話だったんですけども、また、私たちも判断するに当たって、やはり口頭でというよりもしっかりとした書面を見て判断しなければいけないのかなという思いをしています。小金井市の努力、今までどういう形で減量化への努力とか、また、市民検討委員会が行われているということで、そういうところの議事録の大まかな要旨とか、ある程度今までことし積み上げてきた経過という、そういうものを書面にしたものを出していただくといいのかなと思っているんですけども、そういうことが可能なかどうか。

それからもう1つが、先ほど100%再資源化という形で視察に行ったオリックスの施設を見させてもらいまして、ダイオキシン類等を出さないということで熱を1,500度、2,000度にしてという形で、一方、ここの柳泉園は850度以上という形なんですか。やはり環境への配慮等を考えるとかなり先進的だなと思ひまして、1つは、このオリックスの炉の技術というのは、柳泉園のこのクリーンポートをつくる当時、ある程度確立されていたシステムなのか、それともある程度もう最新の型なのか、その辺を少し確認させてください。

もう1つ、施設を見ていて、高温にするということで圧縮プレスで最初に水を抜いているのを見させていただいて、やはり高温にするために、ここだと家庭ごみなど、生ごみなどはやはり水分が多いというので、非常にこのクリーンポートでもいかに温度を上げるか、

燃やすかというので苦労されていたかと思うんですけども、クリーンポートのこういう炉の説明を見ると、その辺の最初にごみの水を抜く圧縮プレスみたいなものは入っていないんですけども、どこかに入っているのかどうか、そういうのを今後増設でつけられるものなのか、確認させてください。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、ダイオキシン類と今、議員のおっしゃった圧縮プレスの関係についてお答えしたいと思います。

ダイオキシン類は、厄介なところといいますと、例えば1,500度で分解しても必ず戻ってしまう、300度域になるとまたダイオキシン類は再生成してしまうというのがあるんです。ですから、燃料中に塩素とベンゼンが入っていると再生成をするところがどうしてもあるものですから、私どもの炉のところではテールエンド型という形、ヨーロッパの形のボイラーなんですけれども、例えば850度、実際950度ぐらいでは燃焼しているんですけども、そこで分解したものを再生成の時間を短くするために400～300度域のところをその間、長く保たないですぐに温度が下がる形の焼却炉になっておりまして、ちょうどダイオキシン類問題の過渡期のときにこの炉が建っているんですけども、その当時としては150度まで温度を下げることによって、ガス体で存在しているダイオキシン類をバグ、要するに皆さんの御家庭にある掃除機のふるいのようなものなんですけれども、そういうものでとるという形になっております。

それから、圧縮プレスのごみの水分の関係なんですけど、なぜ水分がだめかと申しますと、約600キロカロリーという潜熱というもともと水分の中に入っているものがありまして、その水分を飛ばさないとごみが燃えていかないわけです。そのために約600キロカロリーの熱量を新たに加えなければいけないものですから、やはり水分はなるべく減らしてごみを出してくださいということになるんですけども、私どものところにはプレスという機械はついていないんですけど、運転としてその日に来たものをすぐに燃やさないようにして、例えばピットの中に、ごみのためるところなんですけれども、そこへ例えば1日とか2日置いて、それで少し、まあ、自然乾燥になってしまうんですけども、そういう形で水分をなくして燃やす努力は今しております。それで、1日に大体平均しますと210トン以上のものが入ってくるんですけども、これらをすべてプレスしてというと、かなり膨大な設備になってしまうので、イニシャルコストがかなりかかってしまうのかなと思うんですけども、少しそのところは正直、機械的には難しいかなと思っております。

○管理者（野崎重弥） 小金井市の検討委員会の議事録を議会に出してほしいということでございます。大変恐縮でございますけれども、小金井市の市民検討委員会の会議録は小金井市のホームページの中で公開がされております。こういった申し上げ方は大変失礼な言い方になりますけれども、ぜひそれらを御参照いただければと思っております。私も、すべてではありませんけれども、少し見る範囲では、具体的な候補地選定の議論には入っていないなというのを正直感じるところではございます。今後、当然、小金井市サイドでも、来年8月が期限になっておるわけでございますから、そういったことについては十分御努力をいただけるものとは考えておるところでございます。

○2番（野島武夫） あともう1つ、要するに私たちが判断するに当たって、また、近隣自治会の方も判断するに当たって、やはり小金井市の努力、先ほど管理者から、広報でいろいろと受け入れてもらっているんだという形でやられたと、そういう説明もあったんですけども、やはりそういう箇条書きでもいいですから、こういう減量化への取り組みとか、そういうものをやはりペーパーにして文書にして見せていただいたほうが、努力しているんだという口頭でよりもやはり文書化していただければと思うんです。ある程度ホームページで公開されている議事録の中の、現時点ではそういうまだなかなか難しい状況だということなんですけれども、本来は、いろいろな方が言われたように、中間報告だとか、そういう形である程度、候補地の概要等、粗筋ができてから受け入れていくとか、そういうことをしていかないと、これはもう本当に私たちとしても何をもとに判断したのかと問われたときに、そういう書面がないと、努力の成果というのは一切口頭での説明で、非常に理解しがたいなという状況なんです。その辺で、そういう資料等、どういう形で作成されるのか、あくまでも口頭で説明していくのか、広域支援だからという一言で済む問題のかなという思いはしているんですけども、その辺、詳しい資料請求を小金井市に、受け入れるに当たってある程度の現在の経過、そして方向性みたいなものを要求してもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺、見解を伺いたいと思います。

○助役（森田浩） 広域支援と直接関係ないんですけども、小金井市が今後どのような形で焼却施設を建設していくかということにつきましては、現在、市民参加による選定場所の検討委員会を含めまして、一定の計画、年度ごとの計画を小金井市民に対する説明会への資料として提出してありますので、それをいただいておりますので、少し小金井市と調整させていただいて、今後のスケジュールにつきましては、もし提出できるようでしたら少し検討はさせていただきたいと思っております。

○管理者（野崎重弥） 今、助役から御答弁申し上げましたように、小金井市の努力というのはさまざまな点があろうかと思えます。今、御答弁申し上げましたように、ごみの減量化、減容化に向けての市民1人1人の取り組み、これはもう大前提だろうと思えます。しかし、私どもが最も重視しなければいけないのは、小金井市がみずからその市域内に本当にごみの焼却施設をつくるという意思を持ち、予定地の選定ができるのか、私は大きなポイントはそこなんだろうと思っております。ですから、先ほどから、御答弁申し上げておりますように、そこが小金井市の最大の努力の点だろうと思えますから、それが明確になり方向性が明らかになる、このことが平成20年度、ごみの焼却の支援をしていくということについての必須要件の1つではないかと私は思っております。

○2番（野島武夫） ありがとうございます。いろんな方からも出ていましたように、結論が出るのになぜ来年の8月なのかという、だって、それまで、去年ある程度もう長い期間をかけていろいろとこの問題はやってきたはずなのに、さらにまた約1年かけてやるという、そこでやはりそれなりの——時間をかければいいという問題でもない。これはやはり緊急性があるから私たちもごみの受け入れをするわけなので、その辺でぜひとも管理者、また、第2ブロック等でもそうなんですけれども、その辺の受け入れる側への説明責任とこのをしっかり果たしてもらおうようぜひとも投げかけていただければと思います。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） ないようでしたら、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は午後1時。

午前11時59分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（篠宮正明） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（篠宮正明） 「日程第5、議案第11号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） それでは、提案させていただきます。

平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)でございます。お手元の議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,600万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ34億9,265万6,000円とするものでございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長(篠宮正明) 続いて、補足説明を求めます。

○総務課長(大野常雄) 補足説明を申し上げます。

議案第11号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算について概要を御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入予算の款5繰越金を増額し、歳入を記載のとおり補正するものでございます。

次に、8、9ページをごらん願います。

歳出予算の款2総務費及び款5予備費を増額し、款3ごみ処理費を調整し、歳出を記載のとおり補正するものでございます。

続きまして、10、11ページをごらん願います。

2歳入でございます。款5繰越金、項1の繰越金の増額補正は、前年度繰越金1億3,600万5,000円でございます。その主なものは、歳入増が5,447万3,000円、歳出の不用額が8,153万2,000円でございます。

次に、12、13ページをごらん願います。

3歳出でございます。款2総務費、目2総務管理費、25積立金、7,000万円の増額補正は、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分に準じまして、環境整備基金に3,000万円、施設整備基金に4,000万円を積み立てる考えでございます。

なお、環境整備基金は、室内プール施設が設置されて20年以上経過し、施設が老朽化しておりますので、今後の大規模な修繕等の財源に充てる予定でございます。また、施設整備基金は、将来、各施設の更新をする際の財源に充てることを予定しており、後年度の負担を軽減することが目的でございます。

なお、基金の年度末残高でございますが、環境整備基金は1億6,084万508円、施

設整備基金は4億7,593万6,970円の見込みでございます。

次に、款3ごみ処理費の補正につきましては、款の中で調整をいたしました。増額補正といたしまして、目3不燃ごみ等管理費、13委託料、不燃物再利用委託は、不燃物量が当初に比べふえるため、1,408万1,000円増額するものでございます。

次に、増額の財源といたしまして、11需用費、修繕料の契約差金316万1,000円、13委託料、運転業務委託の契約差金176万4,000円及び目4資源管理費、11需用費、修繕料の契約差金915万6,000円を減額するものでございます。

次に、款5予備費の補正ですが、歳入歳出を差し引きまして6,600万5,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○4番（板垣洋子） すみません。午前中のところでありました小金井市のごみの受け入れの受託処理料金というのは、平成19年度のこの補正の予算の中には反映されないで、いつどのように反映されるのか、教えてください。

○総務課長（大野常雄） これはまだ半期分残っておりますので、次の議会の中で最終的な補正として補正価格といいますか、最終的な金額として御提示できると思います。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） それでは、以上をもって議案第11号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論がある場合は、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 全員賛成であります。よって、議案第11号、平成19年度柳泉園

組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

○議長（篠宮正明） 「日程第6、議案第12号、平成18年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第12号、平成18年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、去る10月23日から30日までの間において、現王園代表監査委員及び議会選出の相馬監査委員により、平成18年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 次に、決算内容について説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、「平成18年度一般会計歳入歳出決算書」の1ページをごらん願います。

決算審査の結果でございます。歳入予算現額36億5,641万円、歳入決算額36億9,932万6,689円、歳出予算現額36億5,641万円、歳出決算額31億5,741万4,137円、歳入歳出差引残額5億4,191万2,552円となり、同額が翌年度への繰り越しでございます。そのうち190万6,590円につきましては事故繰越によるものでございます。

以下、平成18年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書について概要を御説明申し上げます。

6、7ページをごらん願います。

歳入関係、款1分担金及び負担金、項1負担金でございますが、収入率100%、前年度に比べ1億9,724万6,000円、8.2%の減でございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1使用料でございますが、収入率は105.6%、前年度に比べ8万7,590円、0.1%増でございます。

また、項2手数料につきましては、収入率102.8%、前年度に比べ8,377万475

円、19.4%の増でございます。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入でございますが、収入率は145.4%でございます。

続きまして、8、9ページをごらん願います。

款4繰入金、項1基金繰入金でございますが、職員退職給与基金繰入金は職員3名の退職金に充当しております。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金でございますが、収入率100%、前年度に比べ4,104万2,731円、9.8%の増となっております。増の主な理由といたしましては、平成17年度歳入の使用料及び手数料、諸収入の雑入、これは資源の回収物売り払いとか電力売り払い等でございますが、こういったことがふえたことによるものでございます。また、歳出では、各科目の光熱水費及び委託料等の支出が少なくなりましたので、前年度の繰越金が増額となっております。

続きまして、款6諸収入、項1組合預金利子でございますが、前年度に比べ22万412円の増となっております。

続きまして、項2雑入でございますが、収入率107%、前年度に比べ8,211万7,796円、28.6%の増でございます。その主な理由といたしましては、資源物回収売り払い、回収物売り払い等がふえたものでございます。

なお、7その他雑入でございます。この138万2,442円の中には、指定法人からのペットボトルの拠出金111万751円が含まれております。次の建物災害共済金987万4,237円は、クリーンポートの落雷後の復旧補修費に対しまして、これは全国自治協会からの保険料でございます。

以上のとおり、歳入合計は、予算現額に対しまして収入率101.2%、4,291万6,689円の増、前年度に比べまして6億2,920万428円、14.5%の減でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

10、11ページをごらん願います。

款1議会費、項1議会費でございますが、執行率78.7%、前年度に比べ22万1,244円、5.3%の減でございます。減額の主な理由といたしましては、議事録作成委託料減によるものでございます。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費でございますが、執行率98.4%、前年度に

比べ6億8,154万9,424円、51.3%の減でございます。減額となりました理由につきましては、解体緑化整備工事の普通建設事業債6億9,593万2,000円の減によるものでございます。

なお、不用額につきましては、人件費を除きますと、12、13ページ記載の目2総務管理費、11需用費の印刷製本費減と、目3厚生施設管理費、11需用費の光熱水費減等によるものでございます。

また、目2総務管理費、13委託料の備考欄記載の一般廃棄物処理基本計画策定業務委託は、翌年度へ事故繰越をしたものでございます。

続きまして、14、15ページの厚生施設管理費に関連いたしまして、厚生施設等の利用者数を申し上げます。

プール施設は297日間で7万9,508人、1日平均268人となり、前年度に比べ587人、0.7%の増でございます。

また、浴場施設は、299日間で10万5,567人、1日平均353人となり、前年度に比べ2,358人、2.3%の増でございます。

次に、16、17ページの款3ごみ処理費、項1ごみ処理費でございますが、執行率97.4%、前年度に比べ2,270万9,888円、1.6%の減でございます。減額の主な理由は、中段に記載の目2ごみ管理費、11需用費の光熱水費、これが2,784万1,879円減となっております。なお、電力の小売自由化によりまして、電力購入の入札を実施した結果、電気代等が減っております。

なお、主な不用額は、目2ごみ管理費から20、21ページ、目5し尿管理費までの各科目の11需用費の消耗品及び光熱水費、13委託料の契約差金などでございます。

次に、16、17ページから20、21ページまでのごみ管理費に関連いたしまして平成18年度のごみ処理状況について申し上げます。

可燃ごみの搬入量は7万7,461トン、前年度に比べ0.2%の減、不燃ごみ等は1万2,556トン、前年度に比べ8.2%の減でございます。

なお、不燃ごみにつきましては、平成18年10月から容器包装リサイクル法対象その他プラスチック類を清瀬市及び東久留米市において資源物として分別収集を開始しております。平成17年10月からの半期分と比較いたしますと、清瀬市は484トン、38.1%減、東久留米市は684トン、36.9%減、西東京市は70トン、2.1%増となっております。このことによる増減等につきましては、平成20年度予算の負担金に反映させて

いただきます。

なお、資源物につきましては、8,996トン搬入されましたが、そのうち、8,475トン、94.2%を回収し、資源化いたしました。

なお、従前と同様に減価償却費等を考慮しない計算方法によるごみ処理単価は、1トン当たりの直接経費が1万3,568円、総経費が2万8,261円となります。

次に、20、21ページのし尿処理に関連いたしまして、平成18年度のし尿処理等処理状況について申し上げます。

し尿等総量の搬入量は、2,515キロリットルで、前年度に比べ167キロリットル、6.2%の減でございます。

なお、し尿処理単価は、1キロリットル当たり直接経費が2万9,066円、総経費が5万6,216円となります。

次に、記載の款4公債費、項1公債費でございますが、執行率99.4%、前年度に比べ468万9,043円、0.4%の減でございます。

なお、公債費につきましては、平成19年度にピークを迎えまして、新事業がなければ年度ごとに減っていくという考え方でございます。

続きまして、款5の予備費でございますが、予算現額と同額が不用額となり、平成19年度に繰り越しをしております。この不用額の89.2%は予備費で、平成19年度予算の負担金で精算されます。平成17年度分の私車処分費9,027万2,000円もこの中に含まれております。

以上のとおり、歳出合計は、予算現額に対しまして執行率86.4%、不用額は4億9,708万9,273円、13.6%となっており、前年度に比べ7億916万9,599円、18.3%の減となっております。

次に、22ページをお開き願います。

こちらは実質収支に関する調書でございます。表に記載のとおりでございます。

次に、23ページ、財産に関する調書は、次のページに記載のとおり、公有財産の土地及び建物、工作物、物品、さらに基金それぞれの一覧表をまとめてございます。

内容を御説明申し上げますと、24ページから27ページまでに記載の土地及び建物でございますが、決算年度中の増減はございません。

次に、28ページから37ページまで記載の工作物につきましても決算年度中の増減はございません。

次に、38ページ記載の物品につきましては、柳泉園組合物品管理規則第28条の規定によりまして1点30万円以上の備品について一覧表にまとめた内容でございますが、決算年度中は、前段に記載の車両関係、これはダンプ車でございますが、1台減、それから中段に記載の施設関係浴室等がございますコートローラの増1、減1がございます。

次に、39ページをお開き願います。こちらは基金でございますが、決算年度中の増額は、新たに積み立ていたしました元金及びその運用利子分でございます。一方、減額につきましては、職員の退職金に充当いたしました。なお、基金の運用利子につきましては、職員退職給与基金及び施設整備基金を2年ものの利付国債で運用いたしまして、利子の合計は153万9,859円でございます。

次に、42ページから50ページ記載の歳入歳出決算参考資料でございますが、42、43ページは一般会計歳入歳出予算額一覧表でございます。次の44、45ページは一般会計歳入歳出決算額の一覧表でございます。次に46、47ページは一般会計給与費の明細表です。次に48、49ページは不用額の一覧表でございます。それぞれ表に記載のとおりでございます。

最後に50ページでございますが、償還表でございます。ごみ処理施設を初め平成18年度までの各施設の整備事業を一覧表にまとめまして、それぞれの事業につきましては表に記載のとおりとなっております。平成18年度未償還残高は81億2,725万1,173円でございます。

なお、平成18年度における主要な施策の成果につきましては、平成18年度事務報告書として別にまとめまして提出させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本日、現王園代表監査委員が出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○監査委員（現王園成夫） 監査委員の現王園成夫でございます。平成18年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の相馬監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成18年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ証書、帳簿とも完全に整備されており、平成18年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成19年11月27日、柳泉園組合監査委員現王園成夫、同じく相馬和弘でございます。

なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠宮正明） 御苦労さまでした。

なお、現王園代表監査委員に対する質疑は省略させていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

○3番（上田芳裕） 2点ほど確認させていただきたいと思うんですが、まず最初にお尋ねしたいことは、今後の各市の分担金のあり方はどうなのかなということで質問させていただきたいと思います。

と言いますのは、繰り越しは繰り越しでももちろんよろしいわけでありまして、また、今ほども御説明をお聞きしましたように、歳出のいわゆる執行率の問題等々もあろうかと思っておりますので、それは繰り越しがあるから問題だとか、そういうことを言っているわけではございませんが、その金額からいきますと、今後の各市の分担金というのはもう一考あるのではないかなと思っておりますのは、御案内のように、各市の財政状況というのは非常に厳しく、歳入もかなりこれから厳しくなるであろうということを考えますと、各市のいわゆる財政状況は決して先行きいい方向に必ずしも進まないだろうと、そういう中でさまざまな分担金を負担しているわけでありまして、当該柳泉園組合におきましても今後のあり方としてどういう考え方があるのかお聞きをしたいと、このように思っております。今すぐではなくても、今後の各市の分担金のあり方として、かなり厳しい財政状況をかんがみていかなものかなと、こう思った次第であります。これが1点であります。

それともう1点は、今の報告にはもちろん数値としてはあるんでしょうけれども、具体的にはありませんが、私どもは視察をさせていただいております。これはもう柳泉園組合のいわゆる事業に期する目的で視察をしているわけでございます。毎年しているわけですが、今の財政状況をかんがみて日帰りになっているわけですね。そうしますと、当然ながら、日帰りでおかつ参考になるであろう施設というのは限定されてきております。御案内のように、柳泉園組合の内容というのは非常に高度なレベルに達していると思っておりますので、この柳泉園組合の事業を進めるに当たって、なおかつ、さらに参考になる

施設というのはそれほどたくさんあるとは少し思えないんです。しかし、財政をかんがみますとそれほど遠くも行けないと、こういう事情の中で現在があるのであろうと思うんです。

それはそれでよろしいんですが、1つは、長い目で見た場合に、もちろん私どももメンバーが変わりますので、ほかのメンバーの方がどう思っているかは別といたしましても、やはり1泊2日ぐらいで場合によっては遠くで、遠くへ行くことがいいとは言っていないけれども、要するに、この当該組合の事業の参考になる施設というのをやはり視察しなければいけないということであるならば、また、そうあってほしいと思いますけれども、必ずしも近隣だけということ限定すると少し無理があるのではないかなと。そうしますと、1泊2日ぐらいで遠くへ行って、ぜひこの当該組合の事業の発展のためにも参考にしてもらいたいと、こういうことでスタッフも関係の議員も行くわけではありますが、ぜひそういうことを考えていただければいいなと思います。

ただし、今も言いましたように、財政の状況を考えますと、毎年というのは果たして可能かどうかということになりますと、隔年でもどうかと。ただ、メンバーが変わりますので、たまたま行ったメンバーと行かないメンバーとが出てくるということも少し不公平かなとは思いますが、その辺を総体的に考えまして、できれば隔年で1泊2日ぐらいで柳泉園組合に参考になるといいですか、あるいはそのレベル、あるいはそのレベル以上のものを視察できるような、そういうことも考える必要があるのかなと歳入歳出決算の報告を聞きながら考えましたものですから、今質問しております。

この2点であります。

○管理者（野崎重弥） まず、今後の柳泉園組合に構成3市から御負担をいただいております負担金についてであります。これから来年度予算編成に向けての山場を迎えてくると思っておりますけれども、まず基本に置かなければいけないのは、一部事務組合の負担金というものがそれぞれの構成市の予算編成においても大変大きな影響があるということでございます。なおかつ、それぞれの構成市における予算編成の中で一部事務組合に対する負担金というのは、義務的経費の中でも一番最初に抜かれる財源でもあるわけでございます。つまり、そこが多ければ多いほどそれぞれの構成市の事業に影響を及ぼす、少なければそれぞれの構成市が十分その財源を活用できるという関係にあるわけでございます。そういった意味では、私どもも構成3市の御負担を多くしない方向性を持って今後、柳泉園組合の運営に十分配慮していかなければいけないだろうということがまず第1点としてあ

ろうかと思えます。

そういった中では、柳泉園組合におけます事務事業の見直しということも当然であります。議会における組合議会からの御指摘等も踏まえながら、今後十分、柳泉園組合の事業そのものの精査と同時に改革改善をできるところになるべく力を注いだ形のものを追求していく、このことは予算編成において大きな課題であろうと思っております。

そういった中で、具体的に申し上げますと、来年度、少なくとも今年度の負担金よりも減らせる形で内部的な努力をしてほしいということは管理者として事務局に下命しております。

それと同時に、昨年度、清瀬市と東久留米市において容器包装リサイクル法のプラの分別収集を先行開始していただいたわけでございます。そういった意味では、先ほどの行政報告にもございました。また、今回の決算の中にもございますけれども、不燃ごみがこの関係で減っているということもございます。そういったものも当然配慮しなければいけないだろうとは思っておるところでございます。

そういった中で、今後の構成3市の負担金、来年度に関していえば、今年度よりもなるべく総体として減らしていくという方向性は持ちながら予算編成に入っていきたいと思っておるところでございます。

また、今後の負担金の動向でございます。決算の中の参考資料にもございますけれども、今後の債務償還の関係でございますが、19、20ぐらいがたしかピークになっております。そういった意味では、起債のピークはここで越すことはできるかとは思いますが、今後の柳泉園施設におきます更新していかなければいけない施設もございます。そういった中では、今後とも計画的にそれらの事業を考慮しながら、中期的なスパンの中で構成市においてどのような御負担をいただけるか、また、御負担をいただける社会経済情勢にあるか、そういったことも十分考慮しながら今後とも組合運営に当たっていききたいと思っておるところでございます。

それと視察の件でございます。確かに、議員御指摘のように、財政的に大変厳しい状況を迎える中で、現在は毎年日帰りで行行政視察を実施させていただいております。端的に申し上げますと、近隣のところで参考になるところはもう既に回ってしまいました。そういった中で今後の視察のあり方をどうしていくのかということは課題の一つでございます。今後とも柳泉園事務局の中で十分協議をしたいと思っておりますが、そういったあり方については組合議会とも今後、十分協議をさせていただきたいとも考えておるところでございます。

います。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

○7番（長谷川正美） 直接、現王園先生にお聞かせ願えれば一番よかったですけれども。決算の審査の所見で、16ページになりますけれども、監査委員の報告です。前段に2行ほどいろいろ書いてあるんですけれども、「クリーンポート焼却量が減少しているが、発電電力量については、当初計画を上回った。」、よくわからないんです。燃やすものが減ったのに、結果、電力発電量が上回ったというのはよくわからないんですけれども、教えてもらいたいと思っております。

それから、もう1点、同じ項目の3番のところに確実な公金の管理運用が云々と書いてありますけれども、安全で確実な管理に努めているということではありますが、大変先ごろ難しい状況のあるところでどのように努力されているのか。

この2点、少しお伺いしたいと思います。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、クリーンポートの焼却量が減少しているが、発電電力については当初計画を上回ったということなんですけれども、私どものボイラーというか焼却炉は3台ございまして、その中で、クリーンポートの発電機だけではなくて、蒸気をその他のものにもかなり使用しております。その中で毎年見直しを図りまして、蒸気量を要するなるべく発電に持っていけるようにということで、電子的なコンピューター制御の部分もそうですし、それから機器関係もかなり調整をしております。その結果が出たことだと思っております。

○総務課長（大野常雄） 今回の決算の中で申し上げましたように、平成18年の当時、いろいろなもので金額的に銀行等への預け入れ等も考えたんですけれども、やはり元本保証ということで、国債だけに絞って資金の運用はっております。ほかのところの部分については、やはり当時の判断としては、そこに少し入るのはまだ時期尚早ではないかということで、そちらには取り組んでおりません。

○議長（篠宮正明） ほかに。

○2番（野島武夫） 1点質問させていただきます。いろんな意味で今、原油価格が高騰したり、いろいろと世の中値上げラッシュということなんですけれども、柳泉園のこのクリーンポートの施設というのを見させてもらおうと、平成18年度で容器包装リサイクル法のプラスチック類ごみとか、そういうものの分別とかが始まりまして、だんだんと生ごみというのかな、そういうのが比率的に多くなってくるのかなという思いをしています。そ

ういう中でこれを見ると、850度以上保つ形になっていると思うんですけども、過去は、その辺も確認したいんですけども、ある程度まとまってそういう生ごみが入って温度が下がった場合、プラスチック類みたいなものである程度、温度を上げる形をやられていたかと少し聞いているんですけども、現在はどのような形で安定して850度を維持するのか、例えばある程度加熱するために重油を使ったり、何かこういうことで維持しているのか、その辺少し確認させていただければと思うんですけども。

○技術課長（櫻井茂伸） クリーンポートですが、先ほどのダイオキシン類のときにもお話ししましたが、常に850度以上を保つように今機械を運転しているんですが、かなり電子制御の関係が、ACC、オート・コンバージョン・コントロール、自動燃焼制御というものがあるんですけども、そちらの見直し等を図ったりとか、あと、一番端的には、ごみで入ってきたものを、先ほど水分のお話をしましたけれども、まず入ってきたものを例えば雨の日に入ってきてすぐ燃やすとかすると、やはり先ほど言いました水分にも関係してくるんですけども、そういうものを例えば1日か2日置くと、それで水分を安定させる。それからあと、なおかつ攪拌ですね。特に夏場なんかですと、やはりどうしても厨芥類、スイカとかそういうものが入ってくるのもあるんですけども、そういうときによく攪拌を行ってごみを均一化させて安定して燃やすと、それに対して、少し技術的な話になるんですけども、自動燃焼制御装置のパラメーターと言いまして、そういうものを安定的に燃やせる係数を変更する装置がございます。そういうものを調整しながら現在運転しているということでございます。

将来にわたって、確かに議員のおっしゃるように、これから高カロリーのプラスチック類関係がなくなってくるので、設計範囲を超えた場合には都市ガスで補助として燃焼する場合が出てくるかもしれませんが、今のところの試算ではまだそういう状況にはなっておりません。

○2番（野島武夫） わかりました。ということは、現在は都市ガス、または重油等は加えてはいないということでしょうか——はい、ありがとうございます。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

○8番（原正子） 決算の意見書の一番最後のところにもあるんですけども、たしか不燃物の処理施設が少し古くなってきていて、そこをリニューアルするという必要性があるということは以前から言われていたかと思います。そのことが、早急にではないのかもしれませんが、その計画をどんなふうにお持ちなのかということ。

それから、し尿は減ってきてはいるのですけれども、なかなか完全になくならないという状況の中で、これは多分、少なくて受け入れていると人件費とかのバランスとしてあんまり——受け入れざるを得ないから受け入れるんだと思いますけれども、見合わない処理事業になっているという状況がこの先いくのではないかと思うのですが、その点はどのような判断をなさるのかということ。

もう1つ、ここにクリーンポートの運転業務の委託化と書いてあるんですけれども、今も委託をしていると思うのですが、これはどういうことをここで言っているのか、まず聞かせてください。

○助役（森田浩） まず、1点目の不燃ごみ施設の改修でございますが、大分老朽化してきました、今、柳泉園の中で今後建て替えなり考えていかなければならないものについての最大の施設だと思っております。そういう中で、今回、基本計画を作成した段階におきまして、期限は設定してございませんが、その改修の必要性というものにつきましては記述させていただいております。

それで、その方法でございますが、先ほどからいろいろお話しさせていただいておりますが、現在、容器包装リサイクル法の関係でかなり不燃ごみが減になっている。それともう1つ、現在行っている事業の見直し例えばリサイクルセンター等におけるリサイクルの処理方法等について構造的に何か変えられないかと。ということは、先ほど各議員から御指摘の負担金との関係がございますから、なるべく経費をかけないで改築ができないかというところを今いろいろ内部的に検討させていただいているところでございます。いずれにいたしましても、経費が各市とも非常に厳しい状況ですから、その辺を最大限踏まえた中での計画を立てていきたいと思っております。

それから、し尿処理でございますが、御指摘のように、これは最後までなくなることは多分ないだろうとは思っております。ただ、多くても少なくてもやることは同じで、経費がかかってしまって、非常に不効率ということがございます。この辺につきましても、不燃ごみ処理施設の改築と同様に、敷地的に関連してございますから、その辺もあわせて、今までの計画ですと、し尿処理施設を解体して、そこに不燃等の粗大ごみ処理施設を併設するという計画がございましたから、関連してございますので、その辺も含めて今後検討はしていきたいと思っております。

それから、クリーンポートの現在の運転状況ですが、これにつきましては完全委託化はしてございません。職員と派遣職員で構成されます4班で運営しているということでござ

いまして、今後につきましては、運転の面におきましても完全に委託化というところを研究していかなければいけないのではないかと、ほかのところでも完全に委託化している施設がございますから、そこに視察に行ったり、今研究している段階でございます。

○8番（原正子） ありがとうございます。

分担金と関係がすごくあることなので、し尿の処理施設とそれから不燃物のことについてはこのままにはしておけないということなので、この何年ぐらいで検討の結果を出していくのかということをお示しいただければと思います。

それから、し尿処理施設は、なくすことはできないけれども規模を小さくする、そして、そこに今求められている不燃物の処理ができるものも含めて考えていくということなんだと思うんですが、その辺、もう少し何かお示しいただけるところがあれば、内部で検討しているということですが、伺いたいなと思います。

それから、運転業務ですけれども、完全に委託化することはできますよね、割と早くに。そうでもないんですか。職員の方の採用のこともあるんだろうと思いますけれども。そうするとまた委託の費用が発生してくるんです。それはどちらが経費が少なくて済むかという検討とともに進むんだと思いますけれども、なるべく経費がかからなくて安全な管理ができるということであれば、その辺ももう少し踏み込んで御答弁いただければありがたいなと思います。

○管理者（野崎重弥） 先ほど上田議員の御質問のときには、内部的な事務の改革改善という言葉で大きくくくらせていただいたんですけれども、今、具体的な御質問を頂戴いたしておりますのでお答えさせていただきたいと思いますが、まず、し尿の関係でございます。

私どもでも、議員御指摘のように、現有の処理能力と実際に搬入されているし尿の量を考えますと、もうし尿が減ってきておりますので、どういった処理をしていくのが最も効率的な方法なのかということは考慮しなければいけないことだろうと思います。ただ、もっと規模の小さいものに建て替えて効率を上げていくということであれば、また新たなコストが必要になるわけでございます。仮に他団体にし尿の処理をお願いするということになれば、では、かわりに何か考えていただけないかという話にもなる可能性も考えられます。そういった総体の施策の展開のありようというのは大変難しゅうございまして、今後、柳泉園組合の中で、し尿の処理の関係については、先ほど助役が御答弁申し上げましたような、どう効率的な処理をしていくかということは至上命題なわけでございますから、

それらについては今後とも十分内部で検討をさせていただきたいと思っております。

ただ、言えることは、量が少ないので希釈をして例えば下水道管に放流する、これは正直申し上げまして一番コスト的には安うございます。しかしながら、それは認められませんので、できかねます。ですから、今後し尿の処理をどうしていくかということについては、先ほど御答弁申し上げましたように、十分内部的に検討をさせていただきたいと思っておるところでございます。

また、運転の委託の関係でございますけれども、まだその体制が十分とは言えませんが、一部、外からの力に頼っているというところはあるのですが、ここで一気に例えば委託化をするということであれば、人件費をダブル計上しなければいけないということになるわけでございます。どのタイミングでどのような形でどのような経費をもって効率的な運営をしていくか、これは、やはり今後の人員計画等との関係も出てまいりますけれども、それらも現在、内部的に十分検討をさせている状況でございます。

重ねてになりますけれども、いかに一部事務組合としての責任を果たしつつ、なおかつ構成をいただく構成市の皆さんの御負担に配慮した適切なごみ処理ができるかという最大の目的があるわけでございますから、それらを十分考慮しながら今後とも組合の運営に当たっていきたいと考えております。

○8番（原正子） 前回、議員をしておりましたときからもう3年過ぎておりまして、実はその当時からずっとこのことが懸案のことだったと認識しております。そうやって時間が過ぎていくわけですし、そうすると新しくつくったクリーンポートもまたメンテナンスやらいろんなことに費用がかかってくるという時期をさらに迎えてくる、それは同時に来たらまた分担金がふえるということになるのかと思うと、少し早く結論が出せる部分についてはなるべく効率のよい運営ということでお考えを進めていただきたいと思いますところでは、これは、これ以上は申し上げられようもないので、要望しますけれども、とても簡単なことなのですが、2点ほど申しわけありません。

この報告書の中の7ページに偽造コインによる収入未済額500円と書いてありまして、こういうことがあるんだなと思いましたが、この偽造コインなんていうのは私は以前には見なかったことなんです、こういうものだけでもなかなかきちんと払っていただけないなんていうこともあるのかと思いますが、ここが具体的に載っておりましたので、500円玉が1個にせものが入っていたというだけなのか、お答えください。

それから、情報の公開を積極的にしていくという方向を考えれば、ホームページでいろ

んなものを載せてくださるということはすごくいいことなんですけれども、ここで15ページになりますけれども、事務報告書の15ページです。そこを見ますと、平成18年度はトップページをリニューアルしたりとか、クイズ形式にしたりとか、内容を充実させておりますとここに書いてあります。これでアクセス件数が上がったとか、そういうデータというのは持つておられるのでしょうか。そういうものをカウントしているのかどうかということも含め、そして、積極的に情報公開をするという媒体にこのホームページをきちんと位置づけていらっしゃるということであれば、可能な限りさまざまなものを載せていただきたいとも思いますけれども、いかがでしょうか。

○施設管理課長（蛭田義一） 偽造コインの使用についてでございます。この偽造コインにつきましては、平成15年7月に浴場施設で、韓国の500ウォンを変造して旧500円玉に見せかけた使用でございます。これにつきましては田無警察に被害届を出し、その後、すぐに機械の納入メーカーに旧500円が使用できなく、新500円だけが使える方法で対処し、この1件だけで被害は終わっております。

○総務課長（大野常雄） 2番目で原議員おっしゃいましたアクセスのカウント数は現在数えておりません。これはもし数えられるのであれば今後数えていきたいと考えているところでございます。

○8番（原正子） では、数えてください。要望します。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

○4番（板垣洋子） 事務報告書についてなんですけれども、ここで比較がすべて前年度比較になっているんですが、廃棄物の処理基本計画に対してどれくらいかという比較になっていないんですけれども、その理由など教えてください。

○総務課長（大野常雄） 基本計画というのは、おおむね5年から10年を目途として作り上がっているものでございます。ですから、昨年、平成19年度の基本計画をつくったわけですが、その中では、今回の不燃物における関係市のその他プラスチック類等のごみ量を減らすとか政策的に各年度ごとに変わってまいります。それで、基本計画においては実施計画というのがまた別にございまして、柳泉園の場合はこれは当初の予算ということで提示しているわけでございます。こういったもので、時代的に5年、10年のスパンでできたものが実質的には毎年度変わってしまうというのが現状でございます。そういったことで、あえてこの事務報告書の中ではあくまでも前年度との比較のみで計上させていただいているということでございます。

なお、新しく基本計画をつくっていくときには、当然、前につくり上げた基本計画等も参考にしながら新しい基本計画にはそういったものが反映されていくという考え方でございます。

○4番（板垣洋子） 先ほどのどなたかの質問のときに、計画にのっとって事業を遂行していくという答弁があったと思うんですけども、それならば、やはり実際どうなっているかというのは、計画に対して平成18年度はどうであるかという具体的な数字の比較は、そちらのほうが重要ではないかと思うんです。常に議会ごとに報告されるのが前年度比という形で、計画に対する比率というのが出ていないのが何か私の感覚ではそぐわないように思えるんですけども、こんなものなんですか。

○総務課長（大野常雄） 一般的に、比較ということになりますと、こういう形で報告を差し上げているというのが現状でございます。基本計画との比較とかそういった例は私どもで聞いたことはございませんけれども、前年度の比較の中で自主的にそこに必要とした費用を片方でお出ししながら、大きく変わったところを議員の皆さんにお知らせしていくということになるのではないかと考えているところでございます。

○4番（板垣洋子） 意見として最後に述べて終わりますけれども、小金井市の問題も、柳泉園の中で各自治体のごみをどのように減らしていくかという計画をあわせて個々での計画があるわけです。やはり小金井市に対しても、ごみをどのように減らしていくのか、そういう計画を持ってほしいという、すべて計画行政の中で動いている中で、ここでもその事業がどう行われているのかというのはやはり計画に基づいて比較しながら新たな事業も立てていくのが筋ではないかなと、前年度と比較というよりは、やはり計画に対してどうなのかということが重要だし、そこで判断していきたいなと思いますので、示していただけなくても手元には計画を持っておりますので、その中で対応はしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） それでは、以上をもって議案第12号、平成18年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第12号、平成18年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。よって、議案第12号、平成18年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は原案のとおり認定されました。

○議長（篠宮正明） お諮りいたします。

ただいま議長のもとに陳情1件を受理しております。この際、日程を追加し、陳情を廃棄物等処理問題特別委員会に付託することを先議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 異議なしと認めます。よって、廃棄物等処理問題特別委員会に付託を先議することに決しました。

追加日程表を御配付してください。

〔資料配付〕

○議長（篠宮正明） 追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件及び追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告を新たに日程に加えたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 異議なし。

それでは、追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件、陳情第1号、小金井市からの可燃ごみの委託について陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時02分 休憩

午後 3時34分 再開

○議長（篠宮正明） 休憩前に引き続き定例会を開きます。

○議長（篠宮正明） 追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告を行います。

陳情第1号、小金井市からの可燃ごみの委託について陳情書について委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員長（粕谷いさむ） 議長より指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

付託されました陳情第1号、小金井市からの可燃ごみの委託について陳情書については、検討した結果、審議になじまないものと結論に達しました。以上でございます。

○議長（篠宮正明） 報告が終わりました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成19年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 3時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 篠 宮 正 明

議 員 粕 谷 い さ む

議 員 野 島 武 夫